

# 権利擁護推進 ネットワーク会議資料

さぬき市地域包括支援センター  
令和6年7月25日

## 目 次

項 目	ページ
1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について	2
2 令和5年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について	7
3 令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について	23

# 1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について

## 1. 目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。情報収集及び意見交換により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施します。

また、成年後見制度の利用促進について地域における中核的な機関を整備するとともに、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、各機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

根拠法令等：

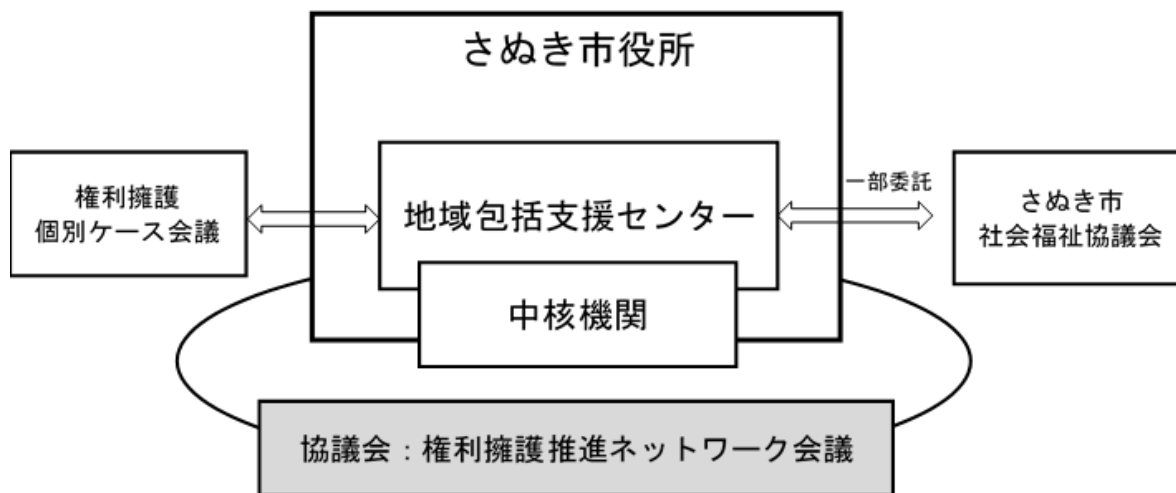
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

（国）成年後見制度利用促進基本計画

さぬき市成年後見制度利用促進基本計画

（ネットワーク会議のイメージ図）



※中核機関とは…様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得る手法を蓄積し、地域における連携・対応強化を推進していく役割を担う。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

## 2. 高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法では次の行為を虐待と規定しています。

・ 養護者による高齢者虐待類型

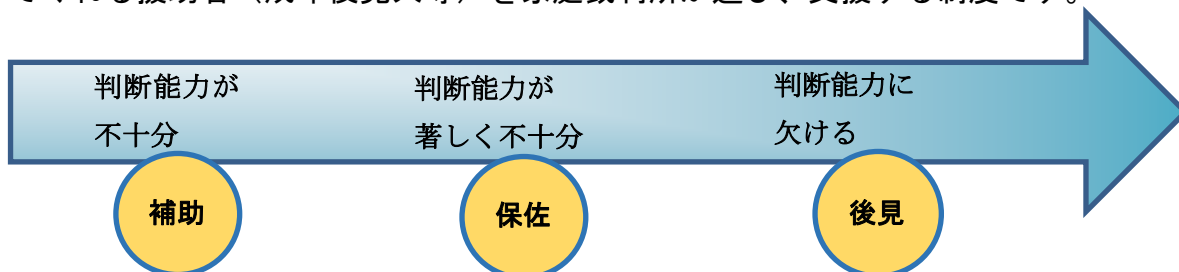
種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ・殴る、蹴る、拘束するなどの行為で身体的苦痛を与える
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・言葉や威圧的な態度で、脅したり侮辱したりし、精神的な苦痛を与える
介護や世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること ・介護や生活の世話を放棄する、必要とする医療・介護サービスの制限
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ・本人が嫌がる性的な行為をする、または強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること ・財産や金銭を本人の合意なしに使用する、または与えない

### 3. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度で、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

・ 法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の財産や権利を守ってくれる援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、支援する制度です。



・ 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、財産の管理などを行う援助者（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容や方法を決めておく制度です。

(参考)

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和3年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
令和3年度	739件	2,390件	16,426件	36,378件
増減 (増減率)	117件 (15.8%)	405件 (16.9%)	243件 (1.5%)	1,913件 (5.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

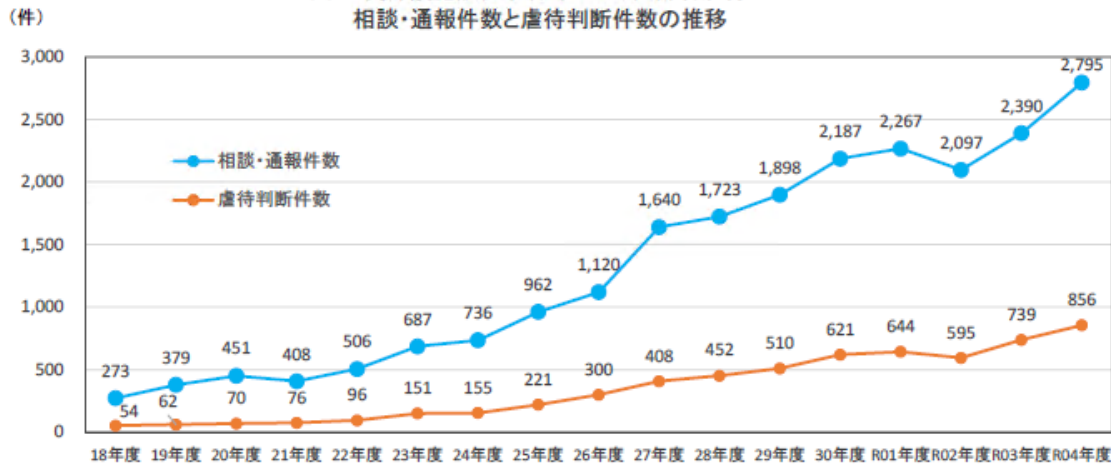
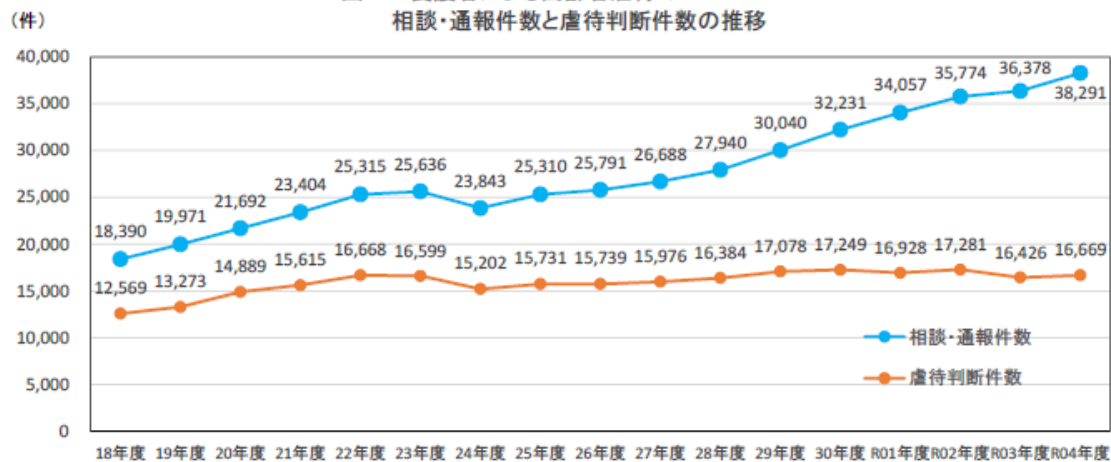


図2 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より抜粋

## 香川県内の成年後見制度利用者数(類型別)(R6. 4. 1現在)

(参考)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	R5.10.1 現在	R5.4.1 現在	R4.10.1 現在
高松市	473	197	47	11	728	710	709	708
丸亀市	165	55	15	1	236	222	224	228
坂出市	108	42	11	1	162	146	143	147
普通寺市	175	14	6		195	191	191	196
観音寺市	77	23	7		107	110	104	102
さぬき市	45	23	9		77	79	81	88
東かがわ市	67	36	4		107	111	112	109
三豊市	74	42	2		118	120	122	124
土庄町	37	6	3	1	47	49	49	54
小豆島町	24	12	6		42	44	43	39
三木町	25	13	5		43	45	44	48
直島町	2				2	2	2	4
宇多津町	19	10			29	31	29	30
綾川町	61	15	3		79	80	79	80
琴平町	10	8	2		20	22	19	19
多度津町	36	15	1		52	53	53	57
まんのう町	11	3	5	1	20	19	21	19
県外	24	3			27	29	27	30
合計	1,433	517	126	15	2,091	2,063	2,052	2,082

※ 本資料は、令和6年4月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。  
なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

20240401 高松家裁

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R6. 4. 1現在)

	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	506	222	728
丸亀市	163	73	236
坂出市	122	40	162
普通寺市	54	141	195
観音寺市	73	34	107
さめき市	51	26	77
東かがわ市	65	42	107
三豊市	74	44	118
土庄町	34	13	47
小豆島町	32	10	42
三木町	24	19	43
直島町	2		2
宇多津町	25	4	29
綾川町	48	31	79
琴平町	17	3	20
多度津町	46	6	52
まんのう町	15	5	20
県外	15	12	27
合計	1,366	725	2,091

※ 本資料は、令和6年4月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数(本人数)を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 令和7年4月1日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。

なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

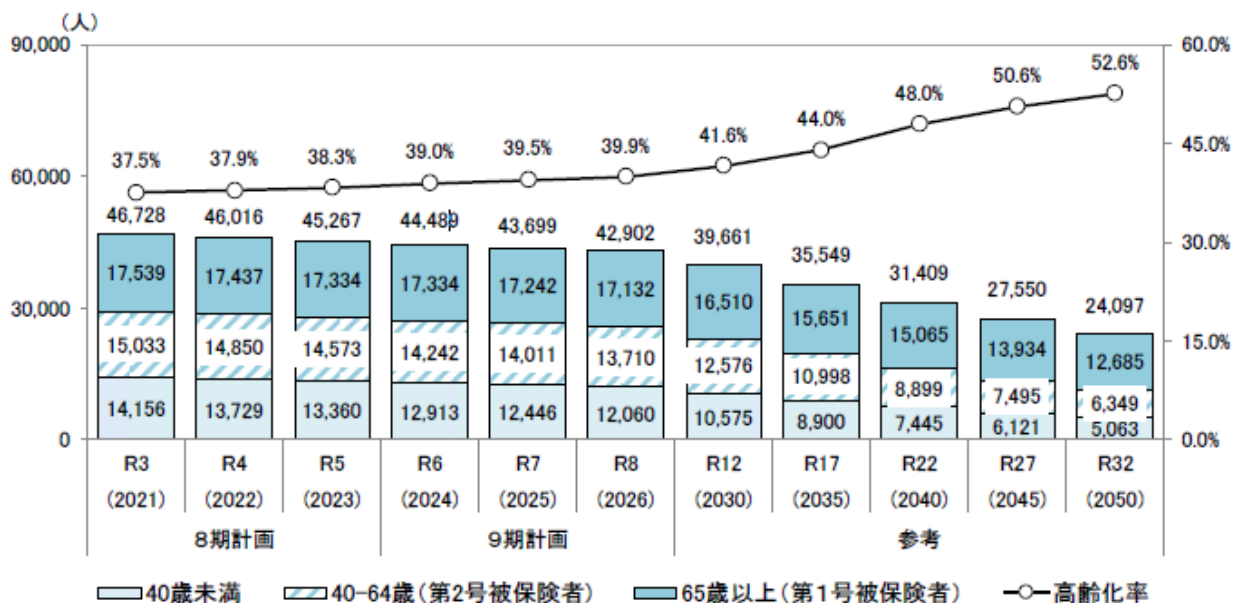
※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

## 2 令和5年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について

### 1. 権利擁護業務実施状況について

#### (1) 人口の状況



将来人口推計を見ると、総人口は今後も減少傾向となり、令和5（2023）年（45,267人）から令和8（2026）年（42,902人）にかけて、2,365人減少する見込みとなっています。

一方で高齢化率は今後も増加傾向となり、令和5（2023）年（38.3%）から令和8（2026）年（39.9%）にかけて、1.6%増加する見込みとなっており、令和22（2040）年（48.0%）では、総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。

「さぬき市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」より抜粋

(参考)

2023（令和5）年4月末現在の総人口 45,501人、高齢者人口 17,369人、高齢化率 38.2%

2024（令和6）年4月末現在の総人口 44,785人、高齢者人口 17,378人、高齢化率 38.8%



## (2) 権利擁護業務実施状況

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数		認知症施策推進	
									65歳未満	65歳以上	地域支援推進員による相談件数	
											件数	人数
4月	5	1	0	0	1	1	0	0	0	16	6	4
5月	1	1	14	3	1	1	0	0	0	13	5	4
6月	0	0	4	4	0	0	1	1	0	18	3	3
7月	2	1	6	2	1	1	0	0	0	19	12	8
8月	6	1	1	1	0	0	0	0	0	18	23	10
9月	17	3	3	1	0	0	0	0	0	13	19	6
10月	7	4	0	0	0	0	0	0	0	14	18	12
11月	15	5	2	2	0	0	0	0	0	12	4	4
12月	26	6	4	3	0	0	0	0	0	19	5	4
1月	7	4	6	4	0	0	0	0	0	16	5	2
2月	34	6	3	3	0	0	0	0	0	18	13	7
3月	15	4	0	0	0	0	0	0	0	17	26	6
計	135	36(14)	43	23	3	3	1	1	0	193	139	70

R4年度計	50	22(10)	21	15	5	4	0	0	0	287	63	42
R3年度計	48	14(5)	22	13	3	3	0	0	1	391	240	115
R2年度計	27	11(9)	57	30	7	6	0	0	3	418	185	122

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

(参考) 総合相談件数・・・権利擁護相談、介護支援専門員からの相談を除く

	R5年度計	R4年度計	R3年度計	R2年度計
件数	1,963	2,066	1,978	1,988
実数	1,411	1,484	1,422	1,396

※認知症地域支援推進員について

地域の医療・介護などを連携させるコーディネーターであり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

## 2. 高齢者虐待（疑い含む）の相談状況について

年間対応実人数

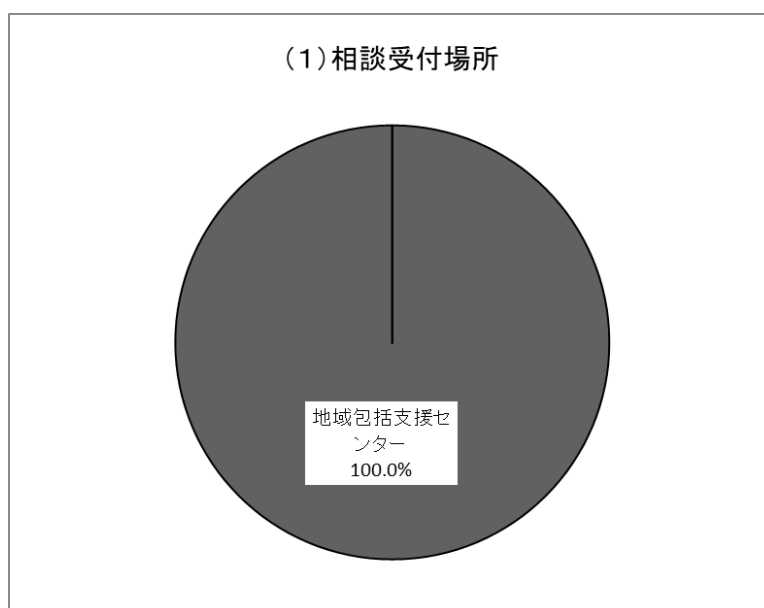
	新規	継続	計
R5年	13	1	14
R4年	9	1	10
R3年	7	0	7
R2年	8	1	9

※養介護施設従事者等による虐待（疑い）も含めた人数

なお、当市において虐待の事実があると判断した件数は13件である

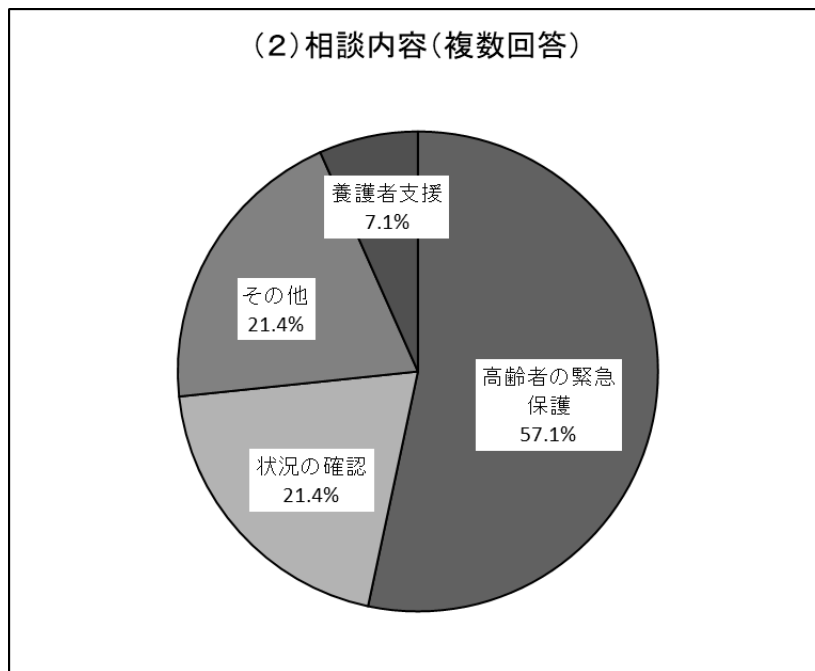
### (1) 相談受付場所

	地域包括支援センター	市の担当窓口	在宅介護支援センター	その他
R5年	14			
R4年	9	1		
R3年	7			
R2年	7	2		



(2) 相談内容 (複数回答)

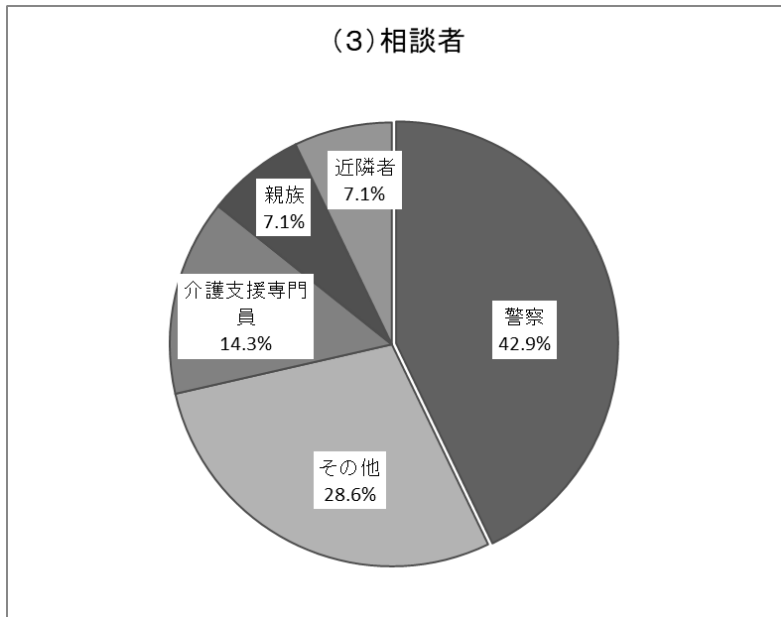
	状況の確認	高齢者の緊急保護	養護者支援	養介護サービス事業者の対応等	養介護施設内職員の対応等	その他
R5年	3	8	1			3
R4年	4	5			1	1
R3年	5	4				
R2年	4				5	



(3) 相談者 (複数回答)

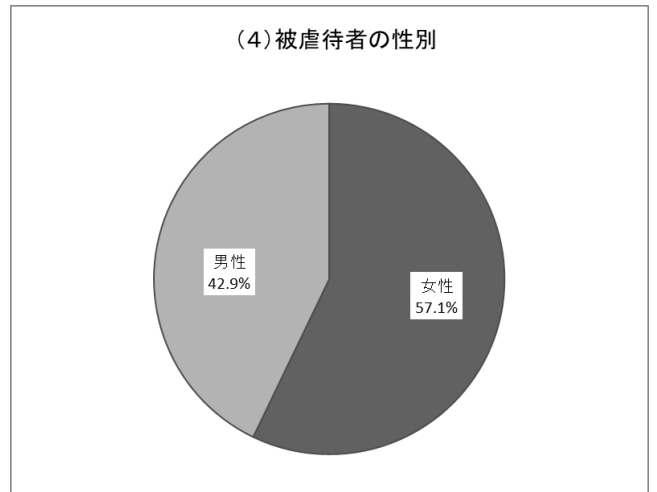
	本人	親族	民生委員	近隣者	介護支援専門員	養介護サービス事業者	養介護施設従事者
R5年		1		1	2		
R4年	1		1				
R3年		3			3		
R2年		1			2	1	1

相談機関	警察	他課	医療機関	県	その他	不明
社協	6		1		3	
	4				3	1
	1					
	3			1	1	



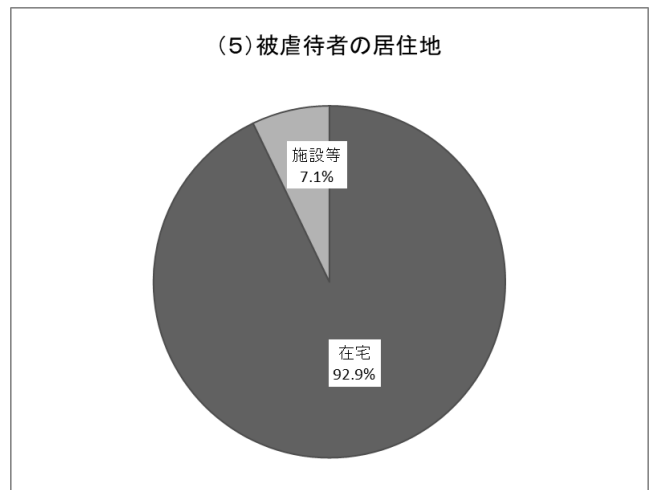
(4) 被虐待者の性別

	男	女	不明
R5年	6	8	
R4年		8	2
R3年	3	4	
R2年	1	8	



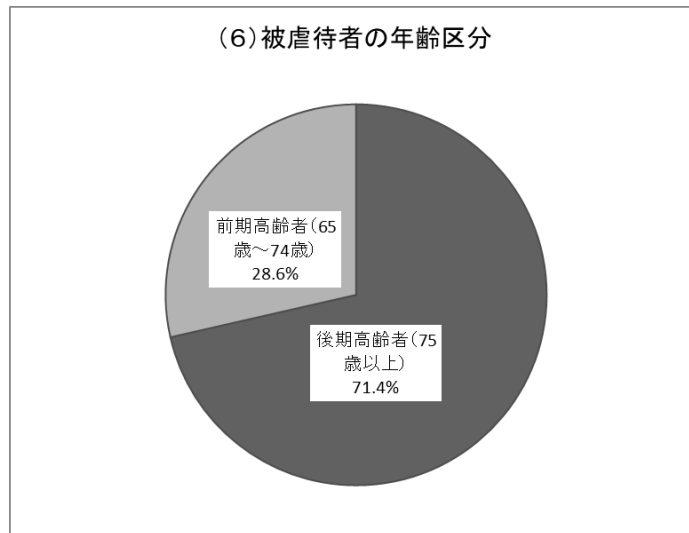
(5) 被虐待者の居住地

	在宅	施設
R5年	13	1
R4年	8	2
R3年	7	
R2年	3	6



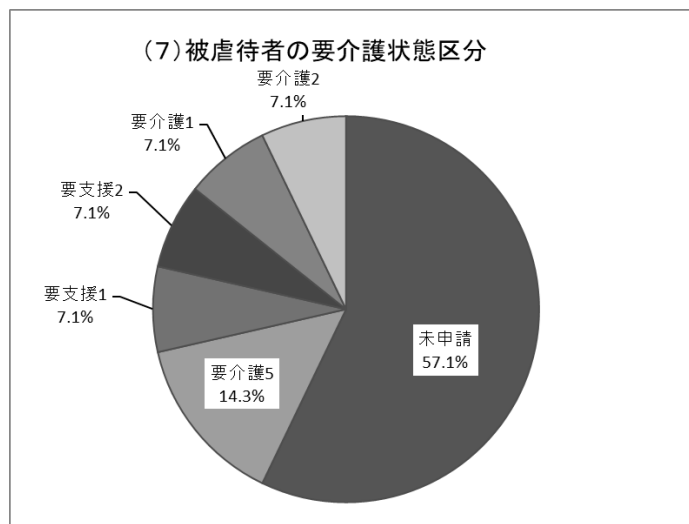
(6) 被虐待者の年齢区分

	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95～100歳	100歳以上	不明
R5年		2	2	1	5	4				
R4年		2			4	1	1			2
R3年	1			2	2	2				
R2年	2			7						



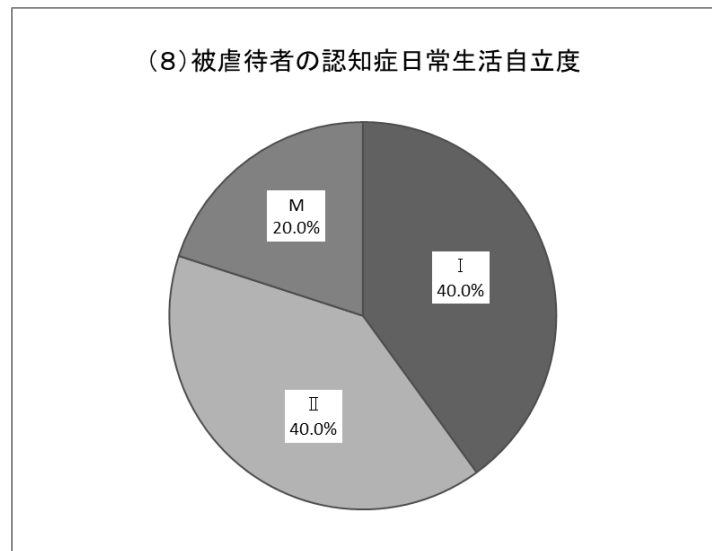
(7) 被虐待者の要介護状態区分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請	不明
R5年	1	1	1	1			2	8	
R4年	1	1	1					5	2
R3年			4	1				2	
R2年			2		2	3	2		



(8) 被虐待者の認知症日常生活自立度

	自立	I	II	III	IV	M	不明
R5年		2	2			1	
R4年	6	1	1				2
R3年	3	1	3				
R2年	1		3	1	3		1



【参考】

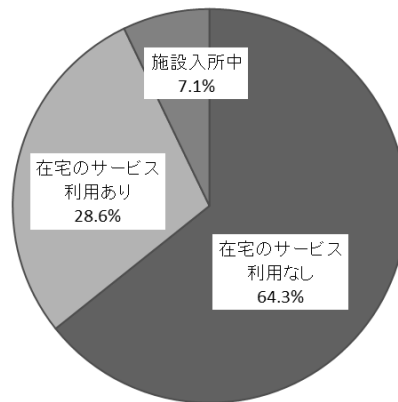
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(出典：厚生労働省「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」)

(9) 被虐待者の介護保険サービスの利用状況 (複数回答)

	訪問系サービスの利用	通所系サービスの利用	短期入所サービスの利用	福祉用具の貸与・購入サービスの利用	在宅のサービスの利用なし	施設入所中
R5年	1	2		1	9	1
R4年		1		1	6	2
R3年	1	1		2	4	
R2年	1	3	1	2	1	3

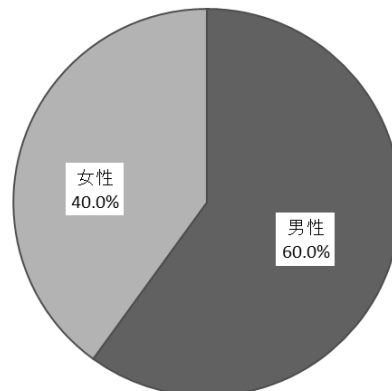
(9) 被虐待者のサービス利用状況 (複数回答)



(10) 虐待者の性別 (複数回答)

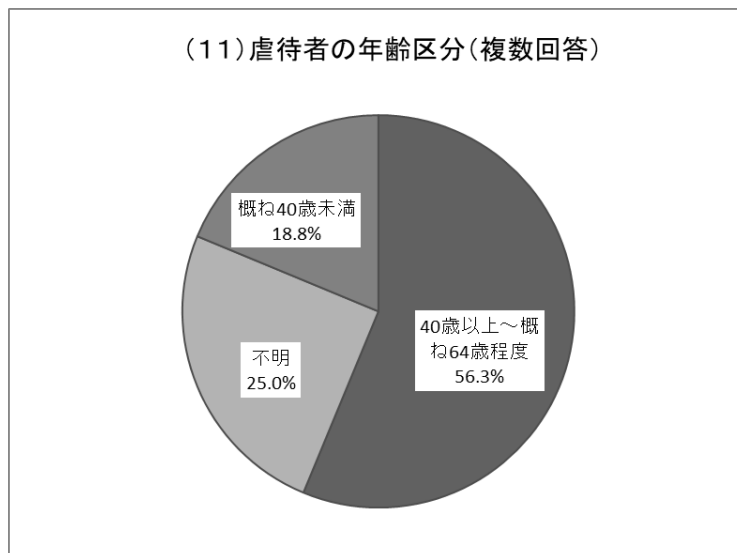
	男	女	不明
R5年	9	6	
R4年	11	1	
R3年	6	1	
R2年	3	3	3

(10) 虐待者の性別 (複数回答)



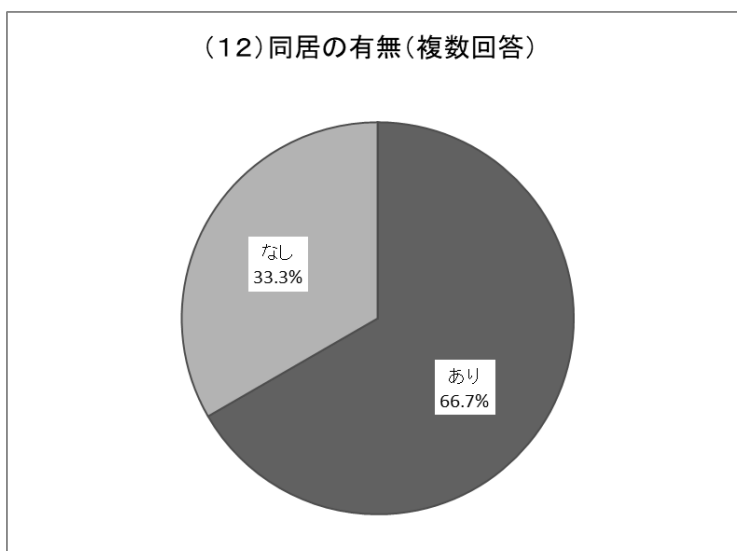
(11) 虐待者の年齢区分 (複数回答)

	概ね40歳未満	40歳以上概ね ～64歳程度	概ね65歳以上	不明
R5年	3	9		4
R4年	1	5		6
R3年	2	4	1	
R2年		2	2	5



(12) 同居の有無 (複数回答)

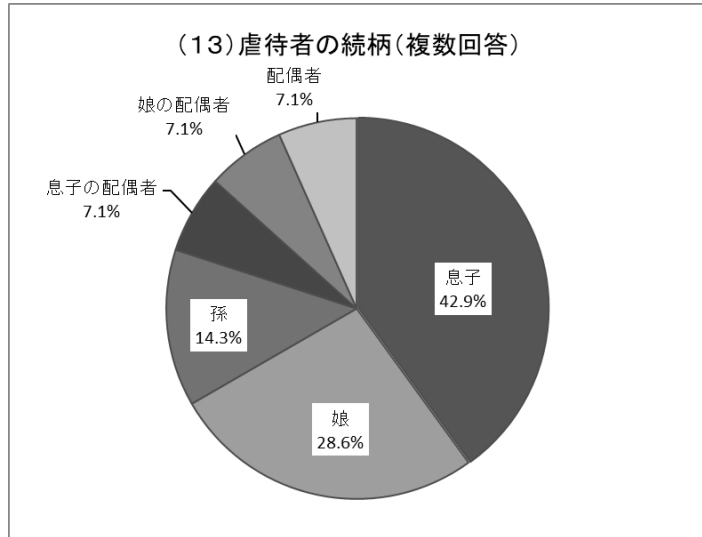
	あり	なし	その他 (施設等の入所)
R5年	10	5	
R4年	5	3	4
R3年	7		
R2年	3		6





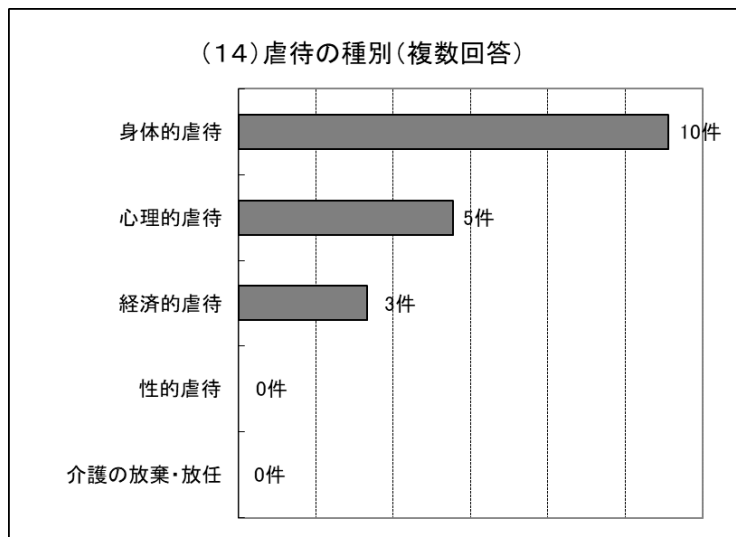
(13) 虐待者の続柄 (複数回答)

	配偶者	娘	息子	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	養介護 サービス 事業者	養介護 施設 従事者	その他	不明
R5年	1	4	6	1	1		2				
R4年			7	1					4		
R3年	1		5				1				
R2年	1	1	2						5		



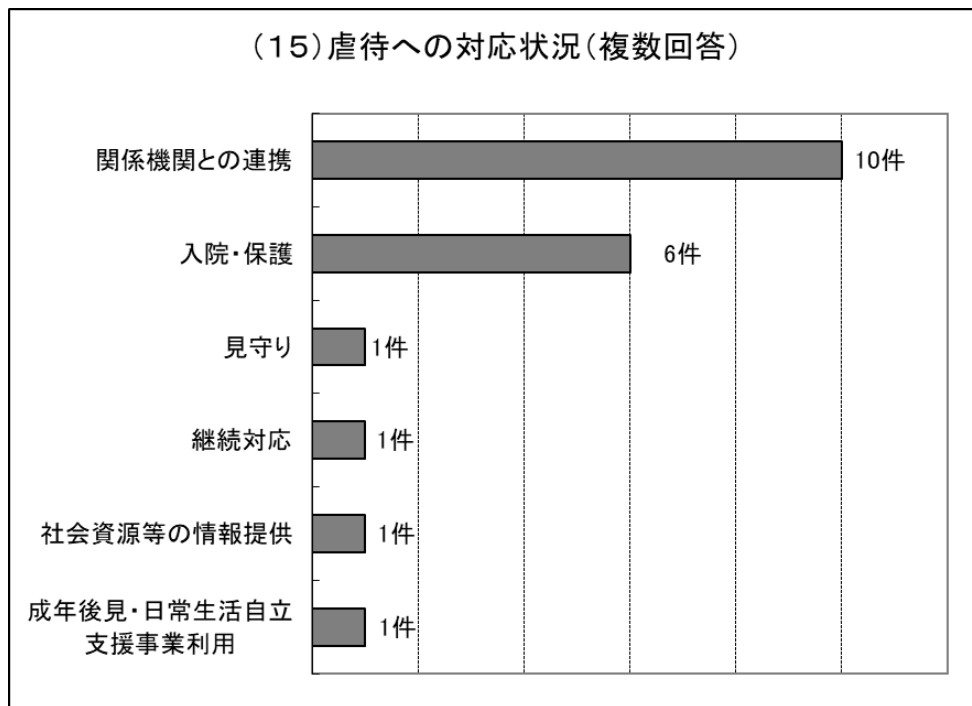
(14) 虐待種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護の 放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R5年	10		5		3
R4年	8		3		2
R3年	6		3		
R2年	5	1	2		1



(15) 虐待への対応状況 (複数回答)

	見守り(何かあれば対応)	継続的な訪問や電話	介護の知識・技術についての情報提供	介護サービスの利用のすすめ	介護支援専門員と連携	民生委員と連携	保健福祉事務所等関係機関と連携	生活保護と連携	立入調査	入院・保護(短期入所等)	やむを得ない事由による措置	成年後見の申立・日常生活自立支援事業の活用	家族会の紹介	その他
R5年	1	1		1	6		4			6		1		
R4年	4	3		1	2		5			2				1
R3年	1		1	4	4		5			5				2
R2年	6	4	1	2	4		3		3	1		1		1



### 3. 研修会等について

#### (1) さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議

日 時	内 容
令和5年7月27日(木) 10:00~11:00	・令和4年度高齢者虐待防止・対応における相談・活動報告について ・令和5年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・事例紹介
令和6年2月1日(木) 14:00~15:00	・令和5年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・令和6年度権利擁護推進における相談・活動計画(案)について

#### (2) さぬき市高齢者虐待対応ケア会議

開催回数 2回 対象者数 2名

	開催日
1	令和5年9月28日
2	令和5年11月21日

### (3) 研修会

- ・ 認知症サポーター養成講座

年月日	対象者	参加人数
令和5年9月15日	さぬき北小学校6年生	32
令和5年9月22日	さぬき南小学校5年生	27
令和5年9月28日	志度小学校5年生	83
令和5年10月4日	寒川小学校5年生	40
令和5年10月6日	造田小学校5年生	32
令和5年10月6日	津田小学校5年生	21
令和5年10月11日	長尾小学校5年生	50

7回 285名

### (4) 啓発活動

- ・ 高齢者虐待について広報へ掲載

6月 — 「虐待かも?と思ったら…」

2月 — 「地域で支え合い、高齢者虐待を防ぎましょう」

と題して、家庭や施設等で虐待があった場合の対応について、虐待を防ぐために地域の方ができることについて説明しました。また、介護の相談窓口について周知しました。

・ 高齢者虐待防止に関するチラシを配布

年月日	団体	枚数
令和5年9月1日(木)	さぬき市図書館	20

・ 高齢者虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配布場所	個数
成年後見制度利用促進研修会	300
共に笑顔で過ごすための認知症研修会	130
生活支援体制整備事業講演会	170
在宅医療・介護普及啓発講演会	170

計770個
-------

・図書館での企画展示（9月）

「知ろう！認知症、防ごう！高齢者虐待」をテーマに、関連書籍や関連資料を展示



志度図書館



寒川図書館

(5) 中核機関の運営について

項目	内容
<p>広報活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関設置について市ホームページへ掲載</li> <li>・東かがわ市と合同で研修会「成年後見講話・落語&amp;寸劇」を開催した。成年後見制度や市民後見人への理解を深めてもらうことを目的に、どんぐり亭ぼりす（眞鍋強）氏による講話・落語、劇団「つむぎ」（市民後見人養成研修修了者）による寸劇を行った。</li> </ul>
<p>相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する相談を受け、ニーズの精査を行い、支援体制について各関係機関や専門職団体に繋ぐ等連携しながら対応、調整を図った。</li> <li>・地域包括支援センター、障害福祉課、市社会福祉協議会にて相談対応を行い、地域包括支援センターで情報を集約した。</li> </ul> <p>相談対応件数：障害福祉課 3件 市社会福祉協議会 50件</p>
<p>市民後見人養成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見推進事業検討委員会の開催 令和6年3月に定期会議を開催し、令和5年度さぬき市市民後見推進事業の実施状況、令和6年度の計画について報告した。また、市民後見人候補者の家庭裁判所への推薦について検討した。</li> <li>・市民後見人養成研修修了者の活動支援 平成29年度養成研修修了者（9名）令和3年度養成研修修了者（5名）に対してスキルアップ研修を実施した。法人後見支援員および日常生活自立支援事業の生活支援員としての実践活動を通じて、将来市民に後見人として活動が出来るよう支援した。</li> </ul>

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託

### 3 令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について

#### 1. 権利擁護業務実施状況について

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数		認知症施策推進	
									65歳未満	65歳以上	地域支援推進員による相談件数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	5	3	4	2	2	1	0	0	0	37	15	6
5月	5	3	6	4	1	1	0	0	0	15	8	6
6月	6	4	10	7	1	1	0	0	0	21	6	4
計	16	10(7)	20	13	4	3	0	0	0	73	29	16

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

- (1) さぬき市権利擁護個別ケース会議  
個別ケースごとに対応

#### 2. 高齢者虐待防止・対応について

(1) 研修会

- ・認知症サポーター養成講座を実施予定

(2) 啓発活動

- ・高齢者虐待について広報に掲載  
8月 — 「もしかして?と思ったら」

高齢者虐待はどこの家庭でも起きる可能性があり、些細なことでも相談することで虐待の深刻化を防ぐことができることを説明した。また、虐待の相談窓口について周知した。

- ・高齢者虐待防止に関するチラシを配布予定
- ・虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配布場所	個数
在宅医療・介護普及啓発講演会	258



### 3. 中核機関の運営について

項目	内容
<p>広報活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌やホームページにおいて、成年後見制度について周知する。また、啓発用チラシやチラシ入りポケットティッシュを配布するとともに成年後見制度や権利擁護についての説明を行う。</li> <li>・ 成年後見制度、市民後見人の普及啓発として、劇団【つむぎ】（市民後見人養成研修修了者）が、障害者の権利擁護支援に関する寸劇を行う予定（別紙チラシ参照）。</li> <li>・ 劇団【つむぎ】が香川県主催の市民後見人交流会で、寸劇を行う予定。</li> </ul>
<p>相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度に関する相談を受け、ニーズの精査を行い、支援体制について各関係機関や専門職団体に繋ぐ等連携しながら対応、調整を図る。</li> <li>・ 地域包括支援センター、障害福祉課、市社会福祉協議会にて相談対応を行い、地域包括支援センターで情報を集約する。</li> </ul> <p>相談対応件数（令和6年4～6月）： 障害福祉課 0件 市社会福祉協議会 8件</p>
<p>市民後見人養成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人養成研修修了者の活動支援 平成29年度養成研修修了者（9名）、令和3年度養成研修修了者（5名）に対してスキルアップ研修を実施する。</li> <li>・ 先進地視察研修として、大阪府八尾市を訪問する。</li> </ul>

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託